

## 低入札価格調査制度における調査基準価格及び最低制限価格制度における最低制限価格の算出基準の改正について

標記の件について、国（国土交通省）等の基準が本年4月1日から改正されたため、本市においても、**本年6月1日以後に公告又は指名を行う入札から**、下記のとおり改正することといたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 低入札価格調査制度の調査基準価格の算出における基準の変更

(改正前) ただし、予定価格に**100分の90**を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「上限額」という。）を超える場合にあっては上限額と、予定価格に**100分の70**を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下「下限額」という。）に満たない場合にあっては下限額とする。

市長は、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を下限額から上限額までの範囲内で任意に定めることができる。

(改正後) ただし、予定価格に100分の92を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「上限額」という。）を超える場合にあっては上限額と、予定価格に100分の75を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下「下限額」という。）に満たない場合にあっては下限額とする。

市長は、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を下限額から上限額までの範囲内で任意に定めることができる。

(次の規定は、変更なし)

直接工事費(97%) + 共通仮設費(90%) + 現場管理費(90%) + 一般管理費等(55%)

#### 2 小樽市建設工事最低制限価格制度実施要綱の一部改正

##### ○ 最低制限価格基準の変更

(改正前) ただし、予定価格に**100分の90**を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「上限額」という。）を超える場合にあっては上限額と、予定価格に**100分の70**を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下「下限額」という。）に満たない場合にあっては下限額とする。

市長は、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を下限額から上限額までの範囲内で任意に定めることができる。

(改正後) ただし、予定価格に100分の92を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「上限額」という。）を超える場合にあっては上限額と、予定価格に100分の75を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下「下限額」という。）に満たない場合にあっては下限額とする。

市長は、特に必要があると認めるときは、最低制限価格を下限額から上限額までの範囲内で任意に定めることができる。

(次の規定は、変更なし)

直接工事費(97%) + 共通仮設費(90%) + 現場管理費(90%) + 一般管理費等(55%)

※解体工事

直接工事費(75%) + 共通仮設費(70%) + 現場管理費(70%) + 一般管理費等(30%)

### 3 施行日

令和元年6月1日（施行日以後に公告又は指名を行う入札について適用）

問合せ先

小樽市財政部契約管財課契約審査グループ

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

電話 0134-32-4111 内線 237

FAX 0134-23-0675